

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年12月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（7名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		米山昇君
	山本今朝雄君		三浦進吾君
	山本英俊君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	有泉善人君
福祉健康部長	小林修君	保険課長	安藤佳俊君
環境課長	小田切聡君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
国民健康保険係長	金子智奈美君	環境保全係長	鷹野久君
生活環境係長	三井浩君	福祉総務係長	梅原剛君
障がい福祉係長	田中貴則君	児童係長	羽中田和幸君
保育係長	長田裕二君	介護保険係長	保坂江里君

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 宗 和 書 記 山 岡 広 司  
書 記 石 原 大 助

### 審査内容

#### 1 条例等審査

議案第 8 1 号 甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の制定の件

議案第 8 9 号 指定管理者の指定の件

議案第 8 3 号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件

#### 2 補正予算審査

議案第 8 4 号 平成 2 6 年度甲斐市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 8 5 号 平成 2 6 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 6 号 平成 2 6 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 7 号 平成 2 6 年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）

#### 3 その他

「甲斐市環境審議会との意見交換会」の集約について

開会 午前 9時26分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第81号 甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の制定の件外6議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに、議案第81号ほか2件の条例等の審査から行い、その後、議案第84号ほか3件の補正予算の審査の順で行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、議会規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問回数は、1人1議案につき1回までとします。関連質問1回は許されます。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3名、その他4会派がそれぞれ1名となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第81号 甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の制定の件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。おはようございます。

子育て支援課からは、甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の制定の件についてお願いいたします。

定例市議会議案13ページをお開きください。

まず、この条例制定の経緯でございますが、現在、竜王北保育園建替事業に伴いまして、平成26年度の山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしまして、竜王北

保育園新園舎に太陽光発電設備と逐電システムを設置いたしました。この設備におきまして発電いたしました余剰電力を売電いたすには、補助金交付要綱で売電収入につきましては基金を設置いたしまして管理するよう規定されておりますことから、基金を創設するため基金条例を制定する必要があるものであります。

基金の創設は、竜王北保育園の太陽光発電設備の売電収入を明確にするため、その収入を積み立てるものであります。

次に、基金の用途でございますが、竜王北保育園の太陽光発電設備の修繕及び更新に要するものに限定されまして、その財源に充てることとなります。

太陽光発電設備の能力についてでございますが、太陽光発電は、発電量20キロワット、モジュール84枚で、蓄電池は16.2キロワットの容量でございます。

条例の構成でございますが、ここがございますとおり1条の設置、2条に積立て、3条管理、4条に運用基金の処理、5条に繰替運用、6条が処分、第7条のその他で、一般的な基金条例と同様の構成となっております。

提案理由につきましては、14ページがございますとおり、甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備で生じた売電収入を管理しなければならないため、甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金を設置する必要があるためであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと説明願いたいんですが、今からいろいろな保育園でそういうシステムが導入されると思うんです。そうすると、その都度その保育園ごとに決めなければいけないのかという疑問があるんです。なぜかという、じゃそれぞれのところでやった場合に、どこか大きな工事があったという場合は、ほかの保育園の基金を積み立てたものを流用するとか、要するに総合的な一本化の条例というのができないものかどうかというのをちょっと、条例で決められているんじゃないかなと思いますけれども、何かそんな疑問があるんですが、お答えいただければありがたいなと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど説明いたしましたように、この基金につきましては、

たまたま竜王北保育園が県の再生可能エネルギー等の導入推進事業で補助金を受けるということですので、この条例の制定が必要となりました。

他の保育園につきましては、実際、竜王中央保育園、それから敷島保育園、北保育園と一緒に整備しております竜王西保育園におきましても、太陽光の発電設備はつくっておるんですが、それで売電はしているわけですが、補助金を適用してごさいませんので基金の設置が必要ないということであります。

ご質問のとおり、今後、他の補助金等を活用した場合には基金設置が必要となりますので、あわせてこの基金条例を改正いたしまして、万が一他の保育園が該当した場合につきましては、改正して対応したいと考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この基金はいろいろな、先ほどの説明だと修繕とかそういうものに流用するというような説明でしたけれども、これについて、何年かたてばパネルの交換とか大規模なそういう改修もある、そういう目的のために積み立てるという考え方なのか、それともそういったふだんのメンテというか、ちょっとしたふぐあい等があつて、そういうものを修繕するというふうな部分にも使うのか、その辺の使用目的はどういう形で使うのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えいたします。

この補助金を使っているということが一つの縛りでごさいまして、補助金を使ったものによって余剰電源を売電すると、それを一般財源化するというと問題があるということですので、積み立てておいて用途を明確にするということで、ただいま委員おっしゃいましたように新しくかえたり、あるいはふぐあいがあつたときの修繕に充てると、目的を明確にするということが目的のごさいます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 参考までに、この事業の総額と補助金をちょっと参考に教えてください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 事業総額でございますが、3,024万円でございます。補助金につきましては、満額とってございまして、2,160万円補助金をいただいております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第81号 甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号 甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の制定の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

続きまして、議案第89号 指定管理者の指定の件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、定例市議会議案書の49ページをお願いいたします。

議案第89号 指定管理者の指定の件につきまして説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市立保育所条例第3条の規定によりまして、公の施設の管理につきまして指定管理者を指定するものであります。

予定いたします施設は、甲斐市立竜王西保育園、位置につきましては、山梨県甲斐市竜王1671番地であります。指定管理者となる団体は、甲府市宮原町1191番地、社会福祉法人さくら会、理事長、桜林幹夫氏で、指定期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会に議決をいただくものであります。

議会資料の17ページをお開きください。

指定管理者の指定までの経過につきまして説明いたします。

条例改正につきましては、6月定例議会の議案第52号におきまして、甲斐市立保育所条例の一部改正をご議決いただきました。これは、市立の保育所に指定管理者制度導入を可能といたすため所要の改正をいたしたものであります。

募集につきましては公募といたしました。

次に、募集及び審査の経過であります。平成26年8月11日から9月5日に広報、それからホームページにおきまして募集要項等の配布を行い、募集を開始いたし、8月18日から29日まで質問の受け付け、8月26日から9月5日まで、その回答期間といたしました。

質問につきましては1件ございまして、その内容は、募集様式についてと引き継ぎにかかわる保育士の配置等についてでありました。

9月30日に募集を締め切りましたところ、応募が1団体ありました。10月3日、書類審査である1次審査、10月17日には財務分析、プレゼンテーション、ヒアリングであります2次審査を行いまして、10月27日に最終審査をいずれも指定管理者選定委員会で行い、10月31日の候補者選定の報告に至ったものであります。この選定委員会につきましては、副市長を会長といたしました外部委員を3人、それから指定管理者関連部長6名を含めた10名で行ったものであります。

仮協定の締結につきましては11月4日に終え、本日を迎えたところであります。

議決をいただきましたら、基本協定の締結を予定いたしておりまして、その後、当初予算議決前でございますことから、年度仮協定の締結と進む予定でございます。

19ページ、それから20ページには基本協定の構成を掲載いたしました。

21ページをお願いいたします。

基本協定の概要を説明させていただきます。

1の施設名称、2の指定管理者となる団体、3の指定期間は、先ほど申しあげましたとおりであります。

4、指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、1、保育の実施に関して市長が指定する業務、これは保育料の徴収を除く保育園運営業務となります。2、保育所の施設の維持管理及び修繕に関する業務、そのほか基本協定書での甲乙、仕様書上では市又は指定管理者が必要と認める業務となっております。

5、このうち管理施設の改修費等につきましては、原則として市におきましてその必要性を判断し、1件50万円未満は指定管理者の費用と責任におきまして実施することとしております。

6、情報管理につきましては、各法令、基準に準拠いたすこととしております。

7、備品等の扱いは、備えつけの備品や現在備品台帳に掲載されている備品を1種の備品といたしまして、この1件50万円未満の修繕につきましては指定管理者の費用と責任におきまして実施することといたします。また、これらの更新、それから新規購入は、市が主たる責任を負うこととしておりますが、特に指定管理者が希望する場合につきましては、指定管理者の費用と責任となります。

8、業務の実施に係る市の確認事項であります。指定管理者からは、毎年度事業計画書を提出させることとなります。また、年度終了後60日以内に事業報告書を提出させます。

9、指定管理料の支払いは委託料として支払い、詳細は年度の協定により別に定めるといたします。

具体的には、児童福祉法によります保育所運営費国庫負担金について定められました国の基準支弁額、いわゆる私立の保育所に支払われます運営費と延長保育事業、一時預かり事業、障害児保育事業、地域子育て支援拠点事業に関する国・県・市の関連法令に準じました補助金金額となります。したがって、指定管理料は私立の保育所が当該事業を行った場合に得る運営費と補助金相当額となります。ただし延長保育の時間拡大等、指定管理者が独自で行う提案事業等につきましては、委託料と上乗せはございません。

10、一時預かり事業等の利用料金収入の取り扱いでございますが、これらの利用料金につきましては指定管理者の収入といたしまして、委託料から差し引くこととなります。

11、違約金であります。基本協定締結の指定開始までに指定辞退をした場合、また業務

実施しない場合につきましては、事業年度の指定管理料の1割相当額の違約金を支払うものとしております。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） このさくら会は、今どんな事業をやっておられるのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 社会福祉法人さくら会につきましては、今現在は特別養護老人ホーム、それからデイサービスほかを行っております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 応募団体が1団体しかなかったというこの経緯というんですか、縛りがきつかったのか、それともほかの理由があるのか、1団体じゃ比較のしようがないという部分が普通はあるんですけれども、その経緯をお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 1団体であった経緯と申されても、私どもは広くアナウンスさせていただきました。先ほどあった質問が1件ございましたが、この1件は、このさくら会ではなく違う団体でございまして、それから質問状はございました。

ですから、アナウンスのほうは広くされたのかなと思いますが、特にこれは私のほうで予想するところなんです、保育士の確保、これが非常に難しいということで、先ほど松井委員からご質問があったこの社会福祉法人ですが、特別養護老人ホーム、デイサービスを行っておりますが、このほかにこの理事長さんが違う社会福祉法人の理事長さんも兼ねておられて、そこで保育園の運用をしております。ですから、その保育園の関連で人を集めることが可能だったのかなというふうに推測されます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 17ページの指定管理者選定委員会で第2審査がありましたよね。これでここに審査の内容が財務分析、プレゼンテーション、ヒアリングというふうなことで審

査をしたということですが、この財務分析あるいはこの内容、この点についてどんな意見が出たのか、どんな審査をしたのか、審査の内容をちょっとお願いします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず財務分析であります。財務分析につきましては、特に3人の外部の委員さんに行っていただきまして、内容的には社会福祉法人でございますので、財務については非常に健全であるという評価をいただきました。

それからプレゼンにかかわる評価であります。詳細につきましては公表していないところもございますのであれなんです。それぞれの委員さんに点数をつけていただきまして、特に保育環境の充実ということを市のほうでうたっておりましたので、特別な事業を提案していただきまして、この社会福祉法人からは週1回の英語教育、それからリトミックという、いわゆる鼓隊というんですか、音楽教育を週1回、それから書道につきましても週1回ということで、外部講師を呼んで、さらに無料で行うということの提案をいただきましたので、その点が高く評価されたことと、あと今、市立の保育園につきましては午前7時半から午後7時までの開所時間ということになっておりますが、この団体につきましては、7時から午後9時までの延長保育をするということで、それは先ほど言いましたように、延長時間は延長しますが、ここでお支払いする指定管理料については、今公立がやっている事業と同じ内容で運営費を払うということになっておりますので、その辺の評価もございました。

あと、引き継ぎでございますが、保育士を市のほうから3名派遣しますということがございまして、そのほかに市の臨時、非正規の職員の数を4名とるとということ、あるいは臨時の職員をまた希望であれば臨時のまま、それは人数の表記はございませんが、とるという提案もございましたので、その辺も評価されたところであります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の、要は指定管理者でやることによって内容が充実するということの中で、保育の時間を延長するというふうなことですよね、指定管理者にすることによって。それで今具体的なことを言うと、英語とか書道とか鼓笛とかというそういう部分がありますよね。そうすると、指定管理者にすることによって内容は向上するんだけど、今度は他の保育園とのバランスというか、そういう点について将来的には市でも、ほかの保育園も指定管理者の導入という方向に動いていく方向ではあることは認識しているわけですが、そういったことが他の保育園との保育の中身のことにに関して、やってもらうことはいいんだけど、その辺の調整というか整合性というか、そういう部分で非常に難しい判断を迫ら

れると思うんですね。ということは、一方ではじゃそういうことはほかでもやっているんだから、ほかの保育園も市の直営のところもやってくれよと言われたときに、どうするのかという問題も発生してきますよね。だからそれ今度はほかのところも指定管理者を導入してそういうことをやってもらうから、それまで待っててくれというわけにもいかんし、その辺のところがちよっと、子供を預ける立場からすれば問題というか、そんな意見が出るんじゃないかなということの思うわけですけれども、その辺に対しては課長、どんな考えを持っているんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 非常に難しい話でございますけれども、まず1点は、今後の指定管理の導入に関しましては、この西保育園の成果を見ての導入ということを考えております。まずは新しい施設からということでございますので、松島が控えております。松島保育園に導入するかどうかは、この西保育園の状況を見てということであります。

それから、民間活力の導入といたしますと、委員会のほうにもご報告申し上げているとおり、竜王南保育園の建てかえに関する事で、そこは民設民営ということで今募集をしております。問い合わせも来ているようですので、期待どおり望ましい社会福祉法人から申し込みがあって、来年度建設をして、再来年度からの民設民営という部分が運営されればいいのかというふうに期待しているところであります。

もう一つありました、ここで行われる事業がいい事業であって、それを公立の保育園に導入するというところでございますが、これも説明のときに保護者の皆さんには説明したんですが、特にいい事業がありましたら積極的に公立のほうに導入していきたいと考えておりますし、特にソフトな部分で、例えば保育士と保護者とのつながり、あるいは子供への対応の仕方、ぜひ民間のいいところは公立のほうに、園長会議等を通じまして導入あるいは浸透していきたいと思っていますので、ぜひご理解をお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 時間がなかなかかかりますので、なるべく簡明なご質問と答弁にしたいと思っております。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それが発疑だから時間の問題じゃないですか。

○委員長（小澤重則君） なるべく簡明にしていきたいというお願いでございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

その点について、今課長の答弁の中で、いいことは取り入れていくということを確認でき

たので、ぜひそういうこれから先、保育の環境をよくするという面でそういう保護者からの要望があったら、そういうものはやっていただくということでお願いしたいと思います。

それから、21ページの4番、保育の実施に関して市長が指定する業務で、徴収は除くと説明があったんですけども、その辺のところの徴収のことをちょっと説明してください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） これは、徴収業務につきましては私立の保育園につきましても市が行っておりますので、それと同様、今までと同様、保護者からの保育料の徴収は市が行うということであります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 最後にもう1点、指定管理料の支払いというところで、他の指定管理というのは前もって契約金額を決めてやっていますけれども、これは保育料のこの国の補助金とかそういうもろもの絡みがあって、なかなかわかりづらいという部分があって、いつ決定をして、金額がどうなのかと、その辺のところをもうちょっと1回説明してください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） この指定管理料につきましては、保育園の運営費、いわゆる市立保育園の運営費ということになりますので、最終的な決定といいますのは年度末になります。といいますのは、毎月ごとの子供たちの動きがございまして、人数によりまして運営費が変わってございます。通常ここ西保育園は今定員100名ということで行っていますが、ご案内のとおり建築の時点でおおむね147名ですか、めっぷりとればここまでとれるという人数になってございます。ですから、この147名の範囲内で動くことになりますので、確定した人数によりまして指定管理料をお払いするということになります。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） もう1点、先ほど修繕とかそういうもので、ほかの指定管理は20万円以上が市がやる。これは50万円となっていますね。その指定管理というくくりの中で、その金額がどっちがどうということは別問題として、そういうふうに変ったその中身というのはどういうことなのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 私ども先進、笛吹なんかを参考にさせていただいたんですが、笛吹につきましても20万円というような上限を設けました。ただ、これを設定するに

当たりまして、ここの施設は新しい施設でございまして、そんなに修繕はないだろうということで、指定管理料は定額で定められてどこの市町村も同じでございます。ですから、この辺でめり張りをつけて、50万円というちょっとハードルを高くさせていただいたところがあります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 保育士、これは子供の数にもよりますけれども、一応何人くらいを想定しているのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 保育士、今委員がおっしゃったとおり子供の数で決まっております。例えば子供6人に1人とか3人に1人とかという、その年齢に応じて保育士の数が定められておりますので、何人ということはなかなか申し上げにくいんですが、今、仮の指定管理者となっておりますところと話をしておりますが、おおむね20名ぐらいを考えているようでございます。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 4人ほど旧職員をとということで、もうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 指定管理をする中で、条件といたしまして、現在、西保育園に勤務する職員の中から希望があった場合は正職員としてとってもらいたいと。そのほかにも市内に非正規の臨時の職員がございまして、その中からもとっていただきたいということで条件をつけております。指定管理者の応募がありましたこの団体からは、正職員として4名はとりますよということでご連絡をいただきました。今、協議中なんですけど、4名以上とるとということでご連絡をいただいておりますので、それでご議決をいただきましたら、希望をとって進めていきたいなと考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、現在西保育園の保育士の行き先みたいなものはどうなるのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず正職員でございます。正職員につきましては、人事異

動ということで他の公立の保育園に異動はされるものと考えております。臨時職員につきましては、来年明けましたら、2月の頭に希望する職員につきましては適正試験を行いまして、必要人数を順次とっていくということで市内の保育所のほうに配置されるということであり  
ます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、1点お伺いします。

危機管理の件、本来何か事故があった場合は指定管理者の方だと思わすけれども、この辺の、市の職員もいるということでリスク分担というものがどうなっているのか、ちょっと1点お伺いします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 市の職員がいるのは1年間でございます、派遣という格好になろうかと思わす。事故等につきましては、通常の私立の保育所等と同じでございます、瑕疵が管理者にある場合については法人のほうで負っていただくと、建物等々にある場合については市が負わなければならないのかなというふうに考えてございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、初めての試み、指定管理ですから市立保育園の場合も市内の児童を措置しているわけですね。それで、この指定管理と市立保育園、今両方措置されている児童、運営とか助成等も含めて差異、違いがあるでしょうか、全く同じでしょうか。指定管理の場合に規定をしている法人と私立でやっている法人もあるわけですから、その両方へ出すお金とか、何か違ったところがあったら教えていただきたいと思わす。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 市からというか、その法人が受ける額については、私立もこの公立の指定管理者となりますこの法人も同じ額でございます。ただ市の出すお金、出す

ほうのお金としましては、私立につきましては支弁額の4分の1を市が出すということであり、この指定管理につきましては満額市が出すということで、出すほうに関しての割合が違うところで、総額、額につきましては同じでございます。

○委員長（小澤重則君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 運営するための経費というか、それは同じということになるかと思いますが、先ほどから50万円以下の修繕等はその法人がやる、管理者がやるんだというお話でしたが、私立のほうの保育園の場合は、50万円以上であっても多分私立のほうでやるんじゃないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。有利というか、指定管理のほうの方が有利になるのかなという感じもしますが、いかがですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおり、私立で行う場合については、建物の建築から維持管理全て私立の法人が行うわけですから、そういう捉え方をされると指定管理者のほうで、同じ額をいただくわけですから有利なのかなというふうに感じます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第89号 指定管理者の指定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号 指定管理者の指定の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第83号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

議案集27ページをお開きください。

第3条にあります出産育児一時金の39万円を40万4,000円に改正するものであります。

内容につきましては、議会資料の13ページをお開きください。

現在、出産育児一時金の支給総額は42万円であります。そのうち39万円が出産に係る費用分でありまして、3万円が産科医療補償制度に係るものであります。今回の改正につきましては、その39万円を40万4,000円に引き上げるものであります。

産科医療補償制度とは、平成21年1月から始まった制度で、出産時におけます脳性麻痺による障害が発生した場合に、補償金が20年間で3,000万円が支払われるものであります。

次のページをお開きください。

第74回社会保障審議会医療保険部会の資料でありますけれども、1には、産科医療補償制度の補償対象の出産体重等の基準を緩和する見直しを示されております。次の2が今回の条例改正にかかわるものでありまして、補償対象者数につきまして、制度創設時に推計した数よりも実際に制度を運用してからの数が少なかったということで、見直しを示しております。

今後の補償対象者数につきましては、年間571名という推計をしております。それにつきまして、産科医療補償制度に必要な掛金として現行1件3万円でありまして、2万4,000円で足りるということで見直されております。

さらに、その次のページの3、余剰金の充当額及び掛金についてということで、これまで

の余剰金が約800億円あります。それを10年間充当することによりまして、1件8,000円の軽減が図れるということで、先ほどの2万4,000円から8,000円を引きまして、今後の掛金としましては1万6,000円の掛金でこの制度が運用できるということを見直されております。

先月19日に施行されました健康保険法施行令の改正を勘案しまして、また出産費用が増加していることを考慮しまして、産科医療補償制度の掛金の減少分につきましては、出産費用の引き上げに充てることとしまして、39万円を40万4,000円に引き上げると、合計は従前と変わらず42万円に据え置くというのが今回の改正であります。

施行日については平成27年1月1日、また、あわせて産科医療補償制度の掛金につきましては、国民健康保険条例施行規則の第2条の2項に現行3万円となっておりますので、それを1万6,000円にあわせて改正する予定であります。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 参考までに聞きたいんですけども、この制度について本市でも該当した事例があるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） この産科医療補償制度の適用については報告はありませんので、ないと認識しております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第83号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の

件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

以上で条例等の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。25分から再開します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時24分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

なお、委員の発言は一問一答方式で、簡明にお願いいたします。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費及び第5項災害復旧費の福祉課関係について、当局の説明を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） おはようございます。

それでは、福祉課の12月補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の10ページをお開きください。

10ページ、初めに歳出予算でございます。

上から2番目の3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費からご説明いたします。

補正前の額14億4,436万円に対しまして、1,892万2,000円の増額補正をお願いし、補正後の額が14億6,328万2,000円となるものでございます。補正額の財源内訳は、全額一般財源でございます。

右側の11ページをごらんください。

補正の内容でございます。まず、001自立支援給付事業でございます。平成25年度国庫負担金の確定に伴いまして、概算で交付を受けていた負担金と実績額との差額分を返還する国庫負担金返還金925万1,000円補正をお願いするものでございます。

また、002自立支援医療事業につきましても、001事業と同様に、平成25年度国庫負担金の確定に伴う概算と実績額との差額分を返還する国庫負担金返還金967万1,000円を補正するものでございます。合計では1,892万2,000円、23節償還金、利子及び割引料へ補正をさせていただいてございます。

もう1件は、12ページ、13ページをお開きください。

まず、12ページの3款民生費、5項災害救助費、1目災害救助費についてご説明いたします。

補正前の額4,000円に対しまして、750万円の増額補正をお願いし、補正後の額が750万4,000円となるものでございます。補正後の財源内訳は県支出金562万5,000円、一般財源187万5,000円でございます。

恐れ入りますが、7ページをごらんください。

この県支出金、県負担金にかかわる歳入としまして、災害弔慰金負担金562万5,000円が国県4分の3分として計上させていただくことになります。

13ページへお戻りください。

補正の内容についてご説明いたします。

001災害救助費でございますが、本年9月27日に発生した御嶽山噴火で長野県が災害救助法の適用を決定したことから、この噴火により被災し亡くなられた本市の市民、ご夫婦のご遺族に対し、甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、ご夫婦お2人分の災

害弔慰金として750万円をお支払いするため、19節負担金、補助及び交付金へ増額補正をお願いするものでございます。この災害弔慰金の額につきましては、支給条例の第5条に、生計を主として維持していた場合にあっては500万円、その他の場合にあっては250万円とすると規定されていることによります。

なお、この災害弔慰金の支給は、本市では初めての事例でございます。

以上が福祉課の補正予算の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この民生費の社会福祉費の中で国庫返還金ということで1,800万円を返還するということですが、これについては、国の補助に対して事業そのものをしなかったということなんでしょう、その点について、この部分で返す部分と、それから事業をしなかったからこれだけ不用額が出たというようなことで返還するという認識でいいのか、また、その点について例年の国の補助金等はそんなに変化がないと思いますけれども、例年このくらいの返還金があるのかどうなのか、その辺のところをちょっと説明をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 自立支援給付事業につきまして、ここにもございますが、これは障害者総合支援法という法律に基づく障害者の皆様に支援する法定サービスの事業でございます。この事業につきましては、国庫負担金の分につきまして概算で年度いただいているものでございます。また、この部分につきましては毎年増加しております、毎年1億円近く実際の事業としては増加しているものでございます。うちのほうとしては、障害者（児）の皆様に対する在宅のサービスもしくは施設入所に通う場合の通所サービスというんですが、そういったものに事業、サービスを行っておりますが、ほぼ法に基づくサービスどおり執行しておりますので、この分については足りなかったということではございません。

また、24年度と比較しまして、この返還金の分につきましても例年どうしてもサービスの見込みというのはぴったりいかない部分がございますので、昨年度もほぼ同様の額、約900万円ほど国へ返還しておりますので、毎年どうしてもそういった誤差の範疇になると認識しておりますが、そのものが出るということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） また返還があったので、見込みでやるということと、それからこういうことによって返すということはサービスが十分行き届いていたのかなど、その結果としてということで、今の説明を聞くと、そういうことは十分やっているということで、わかりました。いいです。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費の長寿推進課関係について当局の説明を求めます。  
三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） おはようございます。それでは、長寿推進課にかかわります補正についてご説明させていただきます。

最初に歳入のほうの説明をしたいと思いますので、補正予算説明書の8ページ、9ページのほうをごらんください。

18款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金1,143万8,000円、また、その下の10目介護サービス特別会計繰入金43万9,000円の増額補正につきましては、平成25年度の給付等、また事業の額が確定したことによりまして、特別会計から、市のほうから繰入金を精算するものでございます。

詳細につきましては、介護保険特別会計補正、介護サービス特別会計補正の際にそれぞれご説明させていただきます。

続きまして、補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、介護保険特別会計繰出金14万円の増額につきましては、介護保険特別会計の保険料の徴収嘱託員の報酬の増額によるものであります。こちらにつきましても、介護保険特別会計補正の際にご説明させていただきます。

以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第3款民生費、第1項社会福祉費及び第5項災害救助費の福祉課関係、長寿推進課関係の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、第13款諸支出金、第1項基金費及び債務負担行為について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

それでは、子育て支援課の所管いたします補正予算につきまして説明いたします。

議案、31ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正額1,653万3,000円の増額をお願いするものであります。

補正予算説明資料10、11ページをお願いいたします。

まず、1目児童福祉総務費でございますが、23万3,000円の増額をお願いするものであります。

説明欄をごらんください。014ちびっ子広場設置事業であります。これは、いずれもちびっ子広場内の高木の枝の剪定、伐採に係る役務費でありまして、大下条区、団子区、古村区

から要望があり、平成27年度の当初予算計上のために現地確認等をいたしましたところ、枝が遊具等にかかっておるなど危険でありますので、補正によって早急な対応を図りたいものであります。

次に、3目母子福祉費であります。30万円の増額をお願いいたすもので、001ひとり親福祉事業での自立支援教育訓練給付金事業3万6,000円と高等技能訓練促進費給付金事業26万4,000円は、平成25年度分の国庫補助金の返納金であります。

続きまして、4目保育所費であります。補正額1,600万円の増額をお願いするものです。011広域保育事業で補正をお願いいたしますが、これは保育園に通う利用者の増加によるもので、当初、月平均1,800人ほどを見込んでおりましたが、12月1日現在1,860人となったため、市内保育所費との調整によりまして不足額の補正をお願いするものであります。

なお、今後、人件費の増額に伴います国の公定価格、いわゆる運営費の単価の増額改定が予定されておりますことから、3月定例会におきまして再度、増額補正をお願いいたすこととなりますが、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

財源につきましては、利用者増に伴います保育料であります保護者負担金と国と県の保育所運営費負担金の応分を増額いたしましたものであります。

16ページ、17ページをお開きください。

13款諸支出金、1項基金費、15目竜王北保育園太陽光発電設備基金費8万円ありますが、竜王北保育園の太陽光発電設備が完成いたしまして、12月の中旬から余剰電力の売電費が生じますので、今年度の4カ月分を先ほどご審議いただきました基金条例に基づき、基金へと積み立てるものであります。

最後に、市議会議案33ページをお開きください。

債務負担行為に関する補正であります。先ほどご議決いただきました甲斐市立竜王西保育園の指定管理者制度導入に伴いまして、平成27年度から31年度までの5年間、債務負担が生じるものであります。限度額につきましては、国の基準で定められました管理運営に要する経費となります。

補正予算説明書18ページをお開きください。

債務負担行為で、平成27年度以降にわたるものについての平成25年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成26年度以降の支出予定額等に関する調書を掲載いたしました。特に財源につきまして説明いたしますと、国県支出金は、実施いたします事業に応じまして交付されます補助金の総額となり、その他財源といたしましては、扶養義務者いわゆる保

護者から徴収いたします費用、保育料、そのほかを一般財源を充てることとなるものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 11ページのちびっ子広場設置事業ですか、私の認識では、ちびっ子広場の遊具にかかわるものは市のほうでやるんだけれども、雑草とか伐採とかというのは、それぞれの自治会が管理するという中に入っちゃうと思っていたんですけども、今回は伐採ということですよ。それは何かそういう規定の中でこういう判断をされたということですか。ちょっと私認識が甘かったようですけれども、お願いします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えいたします。

遊具等の修理、それから新設等はもちろん市が行います。それで、低木等の枝刈りというんですか、管理あるいは草の除草等につきましては自治会にお願いしてございます。ただ高木の枝落としとか、頭をとめるとかという高所作業車等を必要とする場合につきましては、市のほうで行うこととなっております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第3款民生費、第2項児童福祉費、第13款諸支出金、第1項基金費及び債務負担行為の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、第4款衛生費、第3項清掃費について、当局の説明を求めます。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課における補正予算について説明をさせていただきます。

この補正については、先月の委員会でも話をさせていただきました。補正予算説明書につきましては、12ページ、13ページの中段になります。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費であります。補正前の額が9億9,989万8,000円に対し補正額1,121万3,000円、合計で10億1,111万1,000円であります。財源内訳としては、全て一般財源であります。

内容につきましては、19節負担金、補助及び交付金でありまして、峡北広域事務組合への負担金1,121万3,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第4款衛生費、第3項清掃費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費について、当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）の保険課関係についてご説明いたします。

補正予算説明書の13ページをお開きください。

上から2段目の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、010国民健康保険特別会計繰出金13万1,000円の増加であります。これは、国民健康保険特別会計の事務費の支出増加に伴うものでありまして、内容としましては、来年1月から高額療養費の限度額の所得区分が細分化されますので、それに伴い、新たな限度額適用認定書を送付するための事務費、印刷費と郵送費分を繰り出すものであります。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了します。

以上で一般会計補正予算（第5号）の審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、委員のご一任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第85号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りいたします。特別会計補正予算につきましては、歳入歳出一括で説明を受け、質疑を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

内容について、当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 議案第85号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書の35ページをお開きください。

歳入歳出ともに6,793万3,000円を増額しまして、予算総額を80億2,868万円とするものがあります。

内容につきましては、補正予算説明書24ページをお開きください。

歳入といたしまして、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付

費等交付金、2節過年度分療養給付費等負担金3,591万9,000円の増額につきましては、退職者等にかかわる交付金の過年度分の精算分の収入であります。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金13万1,000円の増額につきましては、一般会計でご説明しました高額療養費の限度額適用認定証の印刷と郵送料分の繰入金であります。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金、1節その他の繰越金3,188万3,000円の増額につきましては、平成25年度からの繰越金の一部であります。

歳出につきましては、26ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13万1,000円の増額につきましては、先ほどから説明いたしております高額療養費の限度額認定証の印刷と郵送料であります。約1,000人の該当者を見込んでおります。

2項保険給付費につきましては、退職被保険者等にかかわります財源構成であります。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金250万円の増額につきましては、過日ご説明いたしました還付加算金の未払い分に伴う補正であります。

3目償還金6,530万3,000円の増額につきましては、平成25年度療養給付費等還付金の精算分の返還金6,415万4,000円及び県支出金の返納金としまして、老人医療対策事業費補助金の過年度精算分返還金114万8,000円であります。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

これより議案第85号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第86号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容について、当局の説明をお願いします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、平成26年度12月における介護保険特別会計補正について説明をさせていただきます。

議案第86号となります。議案の39ページをよろしく願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,161万9,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は39億863万5,000円とするものでございます。

それでは、予算説明書の36ページ、37ページをお開きください。

先に、歳出のほうのご説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目連合会負担金 9 万 7,000 円の増額につきましては、第三者行為求償事務手数料による補正であります。これは、交通事故等第三者、加害者の不法行為によって生じた保険給付でありまして、加害者に対して損害賠償を請求することができます。請求等の事務は国保連合会に委任しておりまして、現在までに第三者行為にかかわる損害賠償金が 382 万 3,976 円ありましたので、その事務手数料でございますけれども、9 万 7,000 円を増額するものであります。負担金、補助及び交付金の連合会システム機器負担金が予定した金額を下回りますので、9 万 7,000 円減額させていただきます。12 節、こちらのほうを同額を増額するものでございます。

なお、雑入の第三者納付金の歳入につきましては、3 月補正にて増額する予定でございます。

次に、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、賦課徴収関係嘱託臨時職員費 14 万円の補正につきましては、保険料徴収員が 26 年、ことしの 4 月からかわり、例年以上の保険料を徴収していますので、報酬を増額するものでございます。

次に、第 6 款諸支出金を説明させていただきます。

1 項償還金及び還付加算金、3 目国庫支出金等償還金 1,004 万 1,000 円の増額につきましては、平成 25 年度の介護給付費等が確定したことから、国及び県に精算金を返還するものでございます。

次に、2 項繰入金、1 目一般会計繰入金 1,143 万 8,000 円につきましては、平成 25 年度の介護給付費等が確定したことから、市からの繰入金を精算するものでございます。

以上、歳出総額は 2,161 万 9,000 円の増額となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の 34 ページ、35 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金、事務費等繰入金 14 万円の増額につきましては、徴収費の報酬の増に伴う繰入金の増額補正でございます。

次に、9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2,147 万 9,000 円の増額につきましては、国庫支出金等償還金及び一般会計繰出金の増額による補正でございます。

以上、歳入の補正総額は、2,161 万 9,000 円の増額となります。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほどの徴収でございますね、嘱託の職員が徴収して数字的によかったということですが、もう少しこの内訳をご説明いただければと思うんですけども、どうでしょうか、お願いできますか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 今までの徴収員が平成24年度に徴収した保険料が368万852円、25年度が390万1,558円、26年度につきましては、年度中途でありますけれども、決算見込みが約500万円ぐらい徴収できる見込みとなります。これによりまして、報酬額のほうも昨年度は63万6,420円、これは歩合給でしたけれども、今年度は86万円を一応予定しております、それで14万円の補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で介護保険特別会計補正予算（第3号）の審査を終了します。

これより議案第86号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任を願います。

次に、議案第87号 平成26年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容について、当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、議案第87号 平成26年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

議案43ページのほうをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ43万8,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は1,739万9,000円とするものでございます。

補正予算説明書の46ページ、47ページをお願いいたします。

先に歳出のほうの説明をさせていただきます。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金を先にご説明します。43万8,000円の繰出金につきましては、平成25年度の事業費が確定したことから、市からの繰入金43万9,000円の全額を返還する繰出金となります。

次に、上の2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費の財源構成につきましては、歳入とあわせて説明をさせていただきます。

以上、歳出総額は43万8,000円の増額となります。

それでは、歳入のほうを説明します。

前の44ページ、45ページのほうをお願いいたします。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、居宅支援サービス計画費収入53万9,000円の増額につきましては、要支援者のサービス計画費収入の減による補正となります。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金97万7,000円の増額につきましては、平成25年度の事業精査に伴う繰越金が97万8,051円ありましたので、97万7,000円の増額補正であります。

続きまして、先ほどの歳出のほうの46ページの財源構成のほうをごらんください。

サービス収入の53万9,000円先ほどの減によりまして、繰越金のほうの53万9,000円を  
居宅介護支援事業費の財源とする財源構成を行ったものでございます。

以上、歳入の補正総額は43万8,000円の増額となります。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明は終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 先ほどの説明で、在宅の支援サービス計画の利用者の減という説明が  
ありましたが、見込みに対してこれだけ減ったわけですが、どのようなサービスの内容の利  
用者が減ったのか、ご説明願います。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうは、歳入としまして要支援者のケアプランの収  
入を想定して見込み額をつくっておりますけれども、特に要支援者が減ったという理由では  
ありませんけれども、ある程度うちのほうもふえる見込みでサービス収入を増してみました  
けれども、それを下回る、もちろん増加しているんですけれども、それをちょっと下回るよ  
うな形でしたので、こちらのほうを減額させていただきました。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） ケアプランを立案するということは、支援認定者がふえるというこ  
とで想定をされて収入を見込んだと思うんですが、では思ったよりも認定者が伸びなかつた  
とか、想定よりも減ったということですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） ある程度こちらのほうのサービス計画の収入につきましては、  
やはり要支援者の計画ですので、ある程度多めに入を見込んでおりましたけれども、やはり

それを、伸びはもちろんあるわけですがけれども下回る状況でしたので、こちらのほうを減額とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（小澤重則君） ほかにござひますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑は終了します。

以上で介護サービス特別会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

これより議案第87号 平成26年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号 平成26年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任を願ひます。

以上で補正予算の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員が退席いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他に入ります。

甲斐市環境審議会との意見交換の集約についてを行います。

お手元に配付してあります生活環境部への申し入れ、報告文、議会だよりの委員会レポートの案をお願いします。

初めに、生活環境部への申し入れについてを行います。

事務局より説明をお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） お疲れさまです。

厚生環境常任委員会から生活環境部への申し入れ（案）につきまして、別紙案のとおり取りまとめましたので、朗読により説明させていただきます。

厚生環境常任委員会から生活環境部への申し入れ（案）。

厚生環境常任委員会では、10月20日に環境審議会と意見交換会を実施しました。

当日いただきましたご意見等について、当委員会において協議を行った結果、次のとおり生活環境部へ申し入れることとなりました。

1、ごみ問題に対する市民への意識喚起について。

ごみ問題の現状を市民が認識することにより、市民一人ひとりがどうしたらごみを少なくできるかという活動を市全体で行っていく必要がある。市民のごみを減らす努力が分別意識により、ごみの減量化につながるので、市民へのごみ問題に対する告知方法などの検討が必要である。

また、将来を担う子どもたちへの環境教育を充実させ、子どもたちの意識改革も必要である。

2、ごみが低減できる、低減がわかる仕組みづくりについて。

自治会で出るごみや学校での給食残渣の低減がわかる仕組みづくりや取り組みに対する奨励や補助の導入などの対策が必要である。

3、菖蒲沢地区のメガソーラーについて。

菖蒲沢地区のメガソーラーについては、大自然に手を加え、第3工区まで進んでいるが、第1工区のとくに、県では環境アセスが不用との判断であったが、その理由を聞く機会を設けるとともに、地域住民が納得するために、要点を絞って、説明できるデータを出してもらうなど対応が必要である。

以上のことが、環境審議会より要望がありました。

厚生環境常任委員会としては、深刻化するごみ問題などに対して、市民の取り組みや市の施策が必要不可欠であることから、生活環境部に申し入れをいたします。

平成26年12月16日。

甲斐市生活環境部 部長 有泉善人様。

甲斐市議会厚生環境常任委員会委員長 小澤重則。

ということでお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

意見などをお願いしたいと思います。どうでしょうか。

この申し入れに対してご意見、追加、修正等がありましたらお願いいたします。

どうでしょう、これでよろしいでしょうか。ちょっと時間とりますね。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1番の部分だけれども、子どもたちの意識改革という表現がしてあるんだけれども、子どもたちに求めることなので意識改革という表現よりか、もうちょっとやわらかい、環境部に申し入れることだからいいんだけれども、その先の目的としては、子どもたちによる減量化とか自然環境とかそういうものを理解してもらおうという思いがあるので、そういったところの文言をもう少し子ども向けの表現にしたらどうかなというふうに思いますけれどもね。

もうちょっとやわらかく、子ども向けに……

○委員長（小澤重則君） 子どもたちの教育改革が必要であるとかですか、何かうまい言葉はありますか。

では、何かちょっと検討して、やわらかい言葉にいたしますので。

何かありますか。申し入れしなければならんから、ここで直しちゃわないとまずいですね。

何かいい文言がありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 子どもたちへの深い理解を、理解を深めるとか……今言っているのは意識改革と、ちょっとかた過ぎるんじゃないかというお話だと思うので、子どもたちの理解を深めるとか……

○委員長（小澤重則君） 環境教育を充実させるだけでいい。

石原書記。

○書記（石原大助君） 先ほどのところ、子どもの意識改革をとるか、教育環境を充実させ子どもたちの環境に対する意識づけも必要である、そんなやわらかい表現でいかがでしょうか。

○委員長（小澤重則君） いいでしょう、そんなものでね。

どうでしょう、よろしいでしょうか。

教育を充実させることも必要であるとしちゃうか、一番簡単でね。

もう一回言ってください。

石原書記。

○書記（石原大助君） 子どもたちの環境に対する意識づけも必要である。

○委員長（小澤重則君） 充実させのあとですね。どうでしょう。

地域の向上に向けた施策も必要である。どうでしょう。よろしいですか、それで。余り長く時間かけてもしょうがないと思いますので。

ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） これ生活環境部への申し入れ案を今やっていますよね。その後に意見交換会の報告の中にも市当局に申し入れを行いましたみたいな文章になっているんだけど、これ両方一緒にやらないと、ちょっと片方だけいろいろやっても、こっちもまたいろいろお世話にならんというふうな話が出ると思うんだけど。

○委員長（小澤重則君） これは議会だよりに載る現行ですよ。

石原書記。

○書記（石原大助君） すみません、意見交換会のご報告というのは、こちらの申し入れ書を受けて、このようなことを申し入れしましたということで環境審議委員さんに報告するものなので、初めにこの申し入れをするかどうかを検討していただいて、そうすれば次のご報告の中で文章は変わってきますので、直した段階で次のご報告にしたいと思います。お願いします。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そうすると、3番のメガソーラーについて触れていないというのは、問題はないですかね。

○委員長（小澤重則君） 石原書記。

○書記（石原大助君） この申し入れで決まれば、ご報告の中に入れて、また菖蒲沢メガソーラーの環境アセスの対応についてということで申し入れを行いましたということは、環境審議委員さんのほうにお知らせをしますので、内容自体は記載はありませんけれども、菖蒲沢地区のメガソーラーの環境アセスの対応についてということで、内容は入れてあります。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 環境部長宛てへの申し入れ書なので、環境部長側のほうが、メガソーラーについては申し入れがないというふうにとられかねないと思うんだけど、どうでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 先に説明をいたしました生活環境部への申し入れということで、3番の菖蒲沢メガソーラーについてということで、こちらのほうは要望ということで3番で挙げてございますけれども。

○委員長（小澤重則君） もちろんこの生活環境部へ申し入れをいたしましたというこの文を審議会のほうに渡すわけでしょう。

○委員（内藤久歳君） だから、要するにこれも申し入れ事項を決めて、こういう内容で、意見交換を含めて申し入れ行いましたという報告を、この下につけて……

○委員長（小澤重則君） そういうことです。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 最後の文面のところに環境審議会より要望があったと、厚生環境常任委員会として、深刻化するごみ問題などの中にメガソーラーも含むという考え方ですか。

○委員長（小澤重則君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 今回の意見交換会では、ごみ問題とメガソーラーの問題が出ましたので、ごみ問題などということで省略してしまいましたけれども、ここにメガソーラーに対してという文言を入れても可能かと思います。

○委員長（小澤重則君） ほかにご意見ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） このご報告の中に、別添のとおりの部位を申し入れたというような文言を書けばいいんじゃないかな。

○委員長（小澤重則君） 意見書も添えてあるということで。

石原書記。

○書記（石原大助君） ご報告は申し入れを終わった後に協議をしていただきたいと思いますので、そのときに入れたいと思います。

○委員長（小澤重則君） とりあえずきょうは生活環境部への申し入れをして、その後の報告として委員会のほうへ報告を行うということですので、とりあえずこの生活環境部への申し入れはどうか、よろしいでしょうか、これで。

五味委員。

○委員（五味武彦君） そのメガソーラーの最後のほうなんですけど、地域住民が納得するために要点を絞って説明できるデータを出してもらって、データを出せるんですかね。第1、第2のこと、第1工区のことを言っているんですけども。どういう意味ですかね、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（小澤重則君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 先日、県の環境審議会のアセスの第3工区の審議会に行ってきました、内容を確認したところ、1工区、2工区は規則に基づいてアセスが不要ということになりましたけれども、第3工区については、住民のほうに説明をするようなことも業者も言っていましたので、その件も含めて説明できるデータを出してもらおうということで、こちらの文面に起こしましたけれども。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 何かデータというと数字のデータみたいな気がするのですが、資料のほう  
がわかりやすいかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（小澤重則君） そうですね、資料に変えましょう。

それでは、よろしいでしょうか。

〔「さっきの子どもたちのところだけ、どういうふうに決めるか、幾つかあったけれども」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ちょっとそっちで読んでみて、それでいいか聞くから。

石原書記。

○書記（石原大助君） 先ほどの内藤委員からも提案がありました、子どもたちの意識の向上に向けた施策も必要である。

○委員長（小澤重則君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 意見書は今のとおり修正しまして、環境委員会にも送付いたしたい  
と思います。

環境審議委員にご報告をお願いします。

最後に、委員会レポートについて行います。

事務局より説明をお願いします。

○書記（石原大助君） 次に、意見交換会のご報告（案）をお願いします。

こちら環境審議会の委員長宛てに厚生環境常任委員会の委員長から、意見交換会が終わってすぐにお礼の文書を出しましたけれども、協議の結果ということでご報告を出したいと思えます。

朗読により説明させていただきます。

拝啓、初冬の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、過日開催いたしました厚生環境常任委員との意見交換会におきまして、環境審議会の皆さまから頂きました御意見につきましては、本委員会において、協議を行い集約いたしました。

本委員会におきまして、「深刻化するごみ問題に対する市民の意識喚起を促す告知方法や将来を担う子どもたちへの環境教育を充実させ、子どもたちの環境に対する意識の向上に向けた施策の取り組みが必要である。」また、「ごみが低減できる、低減が分かる仕組みづくりや取り組みに対する奨励や補助の導入などが必要である。」また、「菖蒲沢地区のメガソーラーの環境アセスの対応について。」の内容について、市当局へ申し入れを行いました。

また、「議会でも県のレインボーアクションに取り組んだらどうか。」というご意見を受け、議会においても、マイバッグ運動などいくつかの取り組みを始めたところでもあります。

今後、深刻化する環境問題に対して、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指して、市とともに取り組んでまいります。

末尾ながら、皆さまの御健康と御活躍をお祈りして、意見交換会の御報告とさせていただきます。敬具。

平成26年12月16日、甲斐市環境審議会会長、清水喜美男様。

甲斐市議会厚生環境委員会委員長、小澤重則。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） では、これで意見交換会の報告ということで報告させていただきます。

最後に、委員会レポートについて行います。

事務局より説明をお願いいたします。

石原書記。

○書記（石原大助君） 意見交換会のレポートということで、こちら2月に発行します議会だ

より42号の掲載の原稿の案でございます。

朗読により説明させていただきます。

厚生環境常任委員会では、「環境」について、甲斐市環境審議会と意見交換会を行いました。

当日は、環境問題について、意見や提言を受け、意見交換を行いました。

その中で、環境審議会委員より、「深刻化するごみ問題に対する市民の意識喚起を促す告知方法や将来を担う子どもたちへの環境教育を充実させ、子どもたちの意識の向上に向けた施策の取り組みが必要である。」、「ごみが低減できる、低減が分かる仕組みづくりや取り組みに対する奨励や補助の導入などが必要である。」、また、「菖蒲沢地区のメガソーラーの環境アセスの対応について。」などの意見があり、市当局へ申し入れを行いました。

また、「議会でも県のレインボーアクションに取り組んだらどうか。」というご意見を受け、議会として、マイバッグ運動などいくつかの取り組みをはじめたところであります。

今後、深刻化する環境問題に対して、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指して、市とともに取り組んでいきたいと思っておりますということで、こちら2月の議会だより42号へ掲載したいと思っております。お願いします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

ご意見がありますでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 開催日は、これは入れたほうがいいのかと思うけれども。

○委員長（小澤重則君） 石原書記。

○書記（石原大助君） すみません、この文の前にタイトルを入れますので、そのときに環境審議会との意見交換会ということで、あと日付も入れたいと思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいでしょうか。

それでは、意見の修正をして議会だよりに掲載いたします。

以上で意見交換会の意見集約を終わります。

ここで暫時休憩とし、生活環境部長が入室して、申し入れを手渡すことにします。

暫時休憩します。45分から再開。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時42分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、先ほどの環境審議会等の意見交換会における生活環境部への申し入れ書を生活環境部長に手渡したいと思います。

生活環境部長、前へお願いいたします。

厚生環境常任委員会から生活環境部への申し入れ。

厚生環境常任委員会では、10月20日に環境審議会との意見交換会を実施しました。

当日いただきましたご意見等について、当委員会において協議を行った結果、次のとおり生活環境部へ申し入れをすることとなりました。

1、ごみ問題に対する市民への意識喚起について。

ごみ問題の現状を市民が認識することにより、市民一人ひとりがどのようにしたらごみを少なくできるかという活動を市全体で行っていく必要がある。市民のごみを減らす努力が分別意識によりごみの減量化につながるもので、市民へのごみ問題に対する告知方法などの検討が必要である。

また、将来を担う子どもたちへの環境教育を充実させ、子どもたちへの環境に対する意識向上に向けた施策も必要である。

2、ごみが低減できる、低減がわかる仕組みづくりについて。

自治会での出るごみや学校での給食残渣の低減がわかる仕組みづくりや取り組みに対する奨励や補助の導入などの対策が必要である。

3、菖蒲沢地区のメガソーラーについて。

菖蒲沢地区のメガソーラーについては、大自然に手を加え、第3工区まで進んでいるが、第1工区のとくに県では環境アセスが不要との判断であったが、その理由を聞く機会を設けるとともに、地域住民が納得するために要点を絞った説明できる資料を出してもらうなど対応が必要である。

以上のことが環境審議会より要望がありました。

厚生環境常任委員会としては、深刻化するごみ問題などに対して市民の取り組みや市の施策が必要不可欠であることから、生活環境部に申し入れをいたします。

平成26年12月16日。

生活環境部 部長 有泉善人様。

甲斐市議会厚生環境常任委員会委員長 小澤重則。

よろしく願いいたします。

以上で意見交換会に伴う生活環境部への申し入れを終了します。

最後に、その他を行います。

委員から何かありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この申し入れに関して環境部でも対応はしてくれると思うんだけど、部長のこれに対する決意を一言聞かせてもらいたい。

○委員長（小澤重則君） 有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） 今、委員長のほうから朗読で内容等を拝聴したわけですが、私もこここのところ、今の部へ行ってからですが、環境、またごみというものに対しての認識を改めて痛感しているところがございます。やはりこの辺をしっかりと対応することは、今までアピール度が、取り組みが少し遅かったかなというふうな気もします。ぜひその辺も含めて、きょういただいた申し入れ書は十分精査する中で、事業等は展開してみたいなというふうにも思います。

ただ、すぐに対応できる部分と中長期的に皆様にご理解をお願いしなければならない部分もあると思いますので、その辺のご協力をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、次に事務局からありましたらお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） お疲れさまです。次回の厚生環境常任委員会の予定ですが、年が明けまして1月9日、大分日が早いですけれども、午後1時30分から行いたいと思います。

内容については、各種計画のパブコメがありますので、事前に厚生環境常任委員会に説明をしたいということで、日が早いですけれども、1月9日金曜日、午後1時30分から行いたいと思います。お願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） その他のこの時間をちょっとおかりしまして、ご報告という形で一言述べさせていただきたいと思います。

先ほどいただいた提言書の中にもありましたけれども、メガソーラーの関係で、昨日、県のほうから報告書をいただきました。第3工区についての結果をいただきましたので、次回の厚生常任委員会の中でその部分の意見内容、それからそのときに出した市からの意見の考え方等は議員さん方のほうにお示しできればというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

ほかにございませんね。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分